

争点	細目	被告の主張	原告の主張	判決
福井県男女共同参画審議会	役割	平成18年8月と9月に「男女共同参画に関する申出書」が提出されたので、知事は11月2日に審議会を開催、意見を聴いた	県の条例に基づき、県の将来の男女共平等・共同を実現するための諸施策についての議論や展望を示すとともに苦情処理に対応する機関。重要な意義あり	
	会議の公開・非公開と公文書性	議会の会議録を作成する補助としての音声記録と、非公開の審査会において録音され、答申作成の間までの備忘的記録として保管される音声記録とを、公文書性の判断において同列ではない	本件審議会は県民にも公開された。議会の「会議録」と「非公開の審査会」等に分けて考えること自体に誤りがある。仮に、会議の性質や性格、意義を分けたとしても、職員が保管・管理していれば公文書であることには変わりはない	
音声記録の作成の経緯	音声記録作成の指示・命令などはあったか	録音の指示はなく、録音するか否かは、会議の長さや出席者数などを考慮して各職員が個別的に判断している。 録音されてから消去されるまでの間に、音声記録が他の職員によって利用されることもない。本件音声記録も同様である	議事録の充実度などから、録音がなければ会議録作成が困難なので録音は組織レベルの一致した認識があり、黙示的な指示、組織としての共通の意思があった。上司や委員も録音を認識した。急病の場合、上司が他の職員に議事録作成を指示する。音声記録は、担当職員の改変は許されないから、個人的でない	
	職員の事務分掌	担当職員に求められているのは議事録の作成であって音声記録の作成ではない。担当職員は、議事録原案を作成し、次に、原案について各参加者に記載内容の確認（修正の必要があれば修正）を求めたうえで本審議会の議事録を起案し、最後に担当課長の決裁を受けて、本件議事録が作成された。	本件担当課の職員の事務分担当表からみても、個人的な備忘録ではない。 本件争点の審議会会議や議事録作成を担当した福井県の「男女共同参画チーム」の職制上の事務分担当に関して、男女共同参画審議会関係の分担当として3人の職員が配置されている。本件審議会設置の当初の事務分担当で録音業務が位置づけられ、担当者の事務引継ぎとして継続伝達されたことがうかがえる。	
音声記録の位置づけ	音声記録は会議録のための基礎資料であるか否か	本件音声記録は会議録作成のための基礎となる資料ではない。 議事録作成のために音声記録を用いるか否かは各担当職員の判断に任されており、同一職員であっても、議事録作成のために常に音声記録を用いているわけではない。	「録音内容を用いて原案が作成されたこと」からすれば、「会議録作成のための基礎となる資料」であったことは明白である。どの議事録もボリュームの多さから判断して、音声記録の再生を主体として議事録を作成したのである。委員から訂正を求められたときには、音声記録で再確認して修正されるであろう	
	音声記録の保存や廃棄の状況	議事録に委員の発言内容の要旨のみを記載することは、何ら知事の裁量権を逸脱もしくは濫用でない。職員は、従前の録音が消去された磁気ディスクに同審議会の内容を録音した。当該録音も議事録作成時点で消去する予定だったが、異議申立てがあり、係争物件に関する例外的な措置で現時点では消去されていない	保存又は廃棄が、もっぱら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうかも判断材料である。本件は、議事録の完成までは、廃棄することは職務上重大な支障が生ずる性質を有する。明確な規定がない故に、「この音声記録は、議事録作成後には消去する」というような安易な考え方は間違い	
	本件会議録の性質	平成15年3月から議事録を作成し、苦情申出に対する処理、男女共同参画に関する将来施策の参考とするために、委員の意見の要旨を簡潔に記録し、多様な意見を県民に周知する目的で県のHPに掲載している。紙に記載したメモは条例上の「公文書」には該当しないが、備忘的に録音した場合は「公文書」に該当するならば、媒体によって異なる取扱いをするという不合理が生じる	議事録は、審議会事務局をになう職員や福井県側が「任意に創作した要旨」ではなく、「委員の発言」という事実に基づきかつその範囲を逸脱することは許されない性質の会議録であるから、業務・職務としての会議録作成には不可欠なものである。「逐語的議事録を作成することは予定していない」からといって、「公文書性」が否定されるものではない。仮に「メモ」の体裁でも、職員が職務として公的会議記録を作成するためのメモであれば作成途中でも公文書だ	

	音声記録は備忘録か否か	<p>担当職員の備忘的メモ等の「本件条例上の公文書に該当しない文書」は、最終案が決定された時点以降に適宜廃棄される。議事記録作成のための備忘的メモとして、担当職員が審議会の議事内容を磁気ディスクに録音するが、議事録が作成された段階で、適宜、当該磁気ディスクの内容は消去される。</p> <p>本件音声記録は、明瞭に録音されていない部分も存在する。その意味では本審議会の議事内容の不完全な記録である。録音が不完全で、議事録作成は本件音声記録のみに依拠してなされるものではないこと等、本件音声記録の性質は紙に記載した備忘メモと異なるところはない。担当職員は、録音と併せて、議事内容について紙にメモを取り、当該メモと本件音声記録との双方を備忘的に用いて自己の記憶により議事録原案を作成した</p>	<p>文書規程の第2条1号の文書の定義において、「決済・供覧前文書」という限定が外れた。現行の本件条例では、起案前文書であっても、起案のために情報収集した他の事例の文書や他の自治体の文書等も本件対象文書となる。</p> <p>当該録音が完全でないからといってそれを理由として公文書性が否定されることはない。公文書性は公務性の有無から導かれるものである。被告は、旧条例の「決済」の規程の場合と同じ過ちを犯している。</p> <p>職務上作成した録音であるから、その録音の状況や手法が完全であるか否か、全部の音声を記録しえたか否かは公文書性の判断に影響を及ぼさない。</p> <p>議事録担当職員の中の世界をメモ書きしたものなら、私的な備忘録やメモともいえるかも知れないが、本件音声記録は担当職員の思想や信条、思考など職員固有の私的な記録ではない。音声記録は組織において業務上必要なものとして保存され、担当職員が議事録原案の検討過程で使用する公文書である</p>	
	音声記録の保管実態や利用実態	<p>MDディスクを10枚セットで購入、利用したい職員は、消耗品の保管棚の中の1枚を取り出し、その後は、各職員が各自の机の中などで個々に保管している。が、本件録音媒体が職員の私物と同視できるというわけではない（他課への転出の際には保管棚に戻す）。そのことと、保管実態において「組織として管理」と評価できる程度の共用性を有しないことは両立可能。各職員が公費購入ノートを各自の机の中で保管し、そのノートに議事録作成のための備忘メモを取っても当該ノートが私物でないことは、当該メモが「組織管理文書」であることを基礎づけないのと同様</p>	<p>組織として管理している職員共用の保存場所で保存されている。</p> <p>当該担当職員が職務上必要とするデータの保存されたMDであるから、他の職員の誰かが当該MDの録音を消去し他の会議の音声を記録するということは考えられない。それぞれの職務分担に基づいて保存されたデータの意義を認識しているからで、その意味において、MDは共用されている。他方で、本件音声記録の議事録文書化が了した後に、他の用途として物理的にMDの必要性が生ずれば、データを消去した「空」のMDは課内で利用され得る。その意味においても、MDは組織として利用されている。</p> <p>他の職員が勝手に本件MDの録音を消去することは職務上考えられない</p>	
音声記録の物品として特性	録音機	<p>録音機器（SONY製ポータブルミニディスクレコーダー、平成15年2月販売開始）は、会計書類に購入支出の記載がなく、備品台帳にも記載がないから公費購入物ではない。が、利用・保管実態は課の備品と同様だから非公文書性をいうわけではない</p>	<p>本件録音機器は、160分もしくは320分の録音が可能な小型軽量の優秀な機器であり、価格は23,800円もする高額な機器である。録音機器の財産台帳不記載に関して、被告は公費購入にかかるものではないと述べるが、『公』と『私』の境界が不明確な福井県行政もしくは職員意識」というしかない</p>	
	記録媒体	<p>記録媒体は公費で購入（商品名 AXIA HAPPY COLORS（80分）購入平成18年3月7日）。用済みとなった時点で各職員が適宜音声記録の消去を行うため、同一の記録媒体の中に襟数の音声記録保存はない。本媒体も本件音声記録のみ</p>	<p>被告はMDを10枚1990円で購入している。福井県の公金で、1枚約200円弱のMDを多数購入しているということは、そもそもの用途として、それぞれ保存したデータにつき、「MDという媒体を物理的に」同時に「保存データをソフト的に」、相応に管理する意図を有して購入していたことは明らか</p>	
条例第2条	公文書の定義	定義規定は原告主張のとおり	最高裁の判示は争点となる条例の該当部分の構造を分析して適否判断をする	
	「職務上」	当該要件該当性を争わない	本件は、福井県職員の担当の職務にかかることである	

第 2 項の規定への該当性	「作成し、または取得」	当該要件該当性を争わない	実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。当該文書の作成名義人が誰かは問題ではなく、私人が作成した文書でも前記要件を満たすかぎり情報公開請求の対象たる「公文書」に該当する
	「電磁的記録」	当該要件該当性を争わない	技術革新を前提に、現場の視聴覚情報を忠実に記録した電子媒体が、その再現性の高さでもっとも信頼に値する記録で、CDやDVDなどの電磁情報がそのまま公的記録媒体となりつつある。議会に関して2006年5月地方自治法改正で電磁的記録のみの会議記録も認定された。カラー写真はカラーでこそ意義があり、音声記録はそれ自体で独立した情報。いまや公務遂行に電磁媒体は不可欠。電磁的記録は通常、決済印や保存番号をつけないから、管理していることは判然としにくい。単に電磁的な記録状態でいずれ廃棄・消去する予定であることをもって公開対象から除外すれば、大部分の電磁的記録が条例上「公文書ではない」こととなり、「電磁的記録」等を特に掲げた意義が没却される
条例第2条第2項の規定への該当性 特に、双方が究極の争点と認識するところの、条例の「管理」という文言について	「管理」＝当該実施機関が管理しているものといえるか	本件音声記録は、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態ではないから本件条例上の「公文書」に該当しない。 備忘的に音声記録をとっただけで、本件音声記録は、実施機関が「管理」する必要性もなく、文書規定などに基づいて管理や保管もしていないから、県が組織的に管理しているものではない	被告は、「管理」を主観的なことと考えて誤りを犯した。情報公開請求の時点で物理的管理している事実があるか否かが公文書性の判断根拠である。録音者が誰であろうと、職員が保管・管理していれば公文書にあたる。 「議事録」は、発言を改変しているから会議の正確な記録ではなく、音声記録こそ会議の記録である。本件は固有の電磁的記録のとして管理されている
	福井県の手引き＝解釈運用基準における記載	解釈運用基準は、「当該実施機関が管理しているものとは、作成または取得に関与した職員個人が保有している段階のものではなく、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。したがって、職員が自己の職務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない」とする	解釈運用基準の「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。」との記述自体が間違っている。当該文書を「管理」することの必要性の存否と、公文書性の有無の判断における「管理」は意味が違う。 文書規程における分類基準は、当該担当課の判断としての「必要性」や「管理の認識」ではなく、文書の性質であって、この文書の性質を厳密に理解し文書を管理するように求めている
	管理要件該当性	録音すべき規定も個別的指示もなく、担当職員が備忘的に録音した。別の職員が担当の場合に音声記録をとるとは限らない	会議の録音記録を作成しないときがあるとしても、そのことが本件音声記録の公文書性の判断に本質的に影響することではない
公文書管理	担当職員の備忘的メモ等の「本件条例上の公文書に該当しない文書」は、最終案が決定された時点以降に適宜廃棄され、逆に、公文書に該当する文書は、文書規程に基づき保管・保存される。 公務遂行の過程で作成される文書には、組織として管理するもの以外にも多種多様なものが存在する。これらをすべて「公文書」とするならば、膨大な量の文書の保管義務が実施機関に生じるが、それは、事務処理上も物理的側面からも不可能あるいは著しく困難で、必ずしも公文書公開の円滑かつ適正な実施および公文書の	公文書の管理について、「公文書を適正に管理する」(第31条1項)、「公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設ける」(同2項)としているが、保存や廃棄について、条例や同規則中には格別の定めはない。県文書規程においても、格別に有意な管理や廃棄の規定はない。電磁的情報に関して、明確な管理規定がないことは、被告の著しい怠慢であって、それを放置して、「電磁記録は公文書ではないから、適宜随意に扱う」ことは本件条例の制定趣旨にも各規定にも違背する。 いったん情報公開制度を定めた以上は自治体の当然の責務であることを、被	

		公開に係る県民の権利を保障することに資することにもならない。したがって、公務遂行の過程で作成される文書であっても、担当職員の備忘的メモ等は本件条例上の「公文書」に該当しない。 録音された音声記録の消去は、上司の同意を得ることなく担当者個々の判断で行われており、議事録の決裁に際して決裁権者が音声記録との照合を行なうこともない	告のように文書の範囲を狭く考える主張は条例の制定趣旨に反する。 会議録作成のための基礎であって会議の真実を知るには、音声記録との照合が不可欠であり、議事録と一体化して位置づけ保管されるべきものであると同時に会議録とは独立した一つの情報である。当職員が「会議録」の原案を上司に見せて訂正などする場合には音声記録を再確認することも想定される。組織として「会議録が完成」と認識されたときに初めてデータを消去・削除できる	
「決裁または供覧」について	旧条例第2条第2項で規定されていたところの「決裁または供覧」という概念について	旧情報公開条例の解釈を踏襲して、本件音声記録が「決裁または供覧の手続」あるいは「その手続が終了していない」から公文書ではないと判断しているのではなく、「実施機関が業務上の必要から組織として管理している」か否かによって判断している。 議事録作成後に備忘的に録音した音声記録を適宜廃棄または消去する扱いは、決裁を受けた議事録自体を保管・管理することにより議事録作成の目的は達成されるから、このような扱いは知事の裁量権を逸脱もしくは濫用した違法な行為ではない。本件音声記録は実施機関が「管理」する必要性の存しないものである	議事録は、上司に「この議事録の内容で審議会委員らに確認してよろしいか」との確認、つまり担当課上司らの「決済・供覧」手続きを経たと考えるのが行政事務の常識である。本件審議会の議事録がかなり詳細にわたるからこそ、いっそう外部確認前の課内の事前決済は不可欠。本件議事録が委員に確認して完成品になる特質を考えれば、「会議録作成のための基礎となる資料」である。 「決裁または供覧の手続終了後、県において管理されている」という平成7年条例であるなら、被告主張も妥当する余地があるが、最高裁判決からすれば、議事録の決済供覧後であっても、本件音声記録が保存されていれば対象となる。 被告の裁量で議事録を作成するとしても音声記録の公文書性は否定されない	
他の参考に	個人情報ではないこと	個人情報は含まれていない	本件音声記録には一部非公開とすべき個人情報は存在しない。ただし書きの公務遂行情報で、公開される会議は、「公にすることが予定されている情報」だ	
全国の情報公開条例(法)のタイプからの分析	情報公開条例は3タイプあることについて	本件音声記録を含めた組織的に管理されていない個人的な多種多様な文書をすべて『公文書』として扱うことは、事務処理上も、保管スペース等の物理的な見地からも不可能あるいは著しく困難である。 Bタイプについて、「役所にあるすべてが対象になる」との解釈を除き、概ね認める。 Cタイプにつき、「すべての音声記録が本件条例上の公文書に該当する」との主張なら争う。議事録作成が組織としての業務であることは争わないが、議事録作成のために録音された音声記録の全てが「組織的に管理・保管されている」との主張は争う	情報公開条例の公文書の定義にはパターンがある。A(「決済・供覧型」条例)は、「決裁・供覧等の手続的を了したもので、実施機関が管理しているもの」で、役所の決済の印が押してある文書及びそれに添付された一連の文書だけが対象。B(「管理型」条例)は、「実施機関が管理しているもの」で、基本的に、役所にあるすべてが対象。本件条例はBタイプ。C(「組織共用型」条例)は、「職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有・管理しているもの」で、国の情報公開法にならい、Bタイプに「組織的に用いる」と限定をつけた。組織が業務上の必要性で利用・保存している状態にあるものが対象	
	Cタイプ(「組織共用型」条例)条例の担当課の職務内容や職員の事務分掌についての解釈運用基準	各「情報公開の手引き」の記載内容は認める	組織共用かどうかは、事務分掌などから分かる。Cタイプ条例解釈運用基準で、岐阜県は「組織において業務上の必要性に基づいて利用・保存」、三重県は「グループリーダーの職以上の職にある者と他の職員が共に利用することとなった状態」、宮城県は「課長補佐に相当する職以上の職にある者又は主任主査に相当する職にある者と他の職員が共有し、保有」とする。仮にこれで見ても、本件担当課の議事録作成を担当した職員は「主査」で業務のために管理し、同職員が病欠すれば他の者が代行するから音声記録は組織共用公文書だ	

	他県の例をどう評価するか	北海道の情報公開審査会の非公開(不存在)との答申例を書証として示す。大阪府及び島根県の例を書証として示す	北海道、大阪府、島根県ともCタイプの条例である。Cタイプ条例の埼玉県、三重県、宮城県、秋田県は、男女共同参画審議会の音声記録を開示決定した
原告の示す判例	各判決の基本認識	いずれも、自治体議会における地方自治法第123条所定の会議録作成のための議事内容録音テープの情報公開請求の訴訟だ	被告は、本件条例がBタイプであるところ、福井県の旧条例であるAタイプの条例と勘違いし、加えてCタイプ条例との区別も認識できていない
	最高裁第一小法廷平成16年11月18日判決(確定)平成14年(行ヒ)第108号、情報公開請求却下決定処分取消請求事原審大阪高裁、第一審高松地裁	<p>同判決は、議事録自体が決裁前であることを理由に上告を棄却した。議会の会議録は、会議を「ありのままに」記録するもので会議録自体と「議会の議事内容を録音したテープ」とを一体的なものとして評価することも可能である。これに対して、本件議事録は議会の会議録とは性格が異なり、「会議録作成のための基礎となる資料」には該当しないから判示は本事案には妥当しない。</p> <p>仮に、同判示の「テープは、職員が会議録を作成するために議事内容を録音したもので、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有しており、会議録については決裁等の手続が予定されていることからすると、会議録と同様に決裁等の対象となるものとみるべきであり、決裁等の手続を予定していない情報ではない。したがって、会議録が作成され決裁等の手続が終了した後は、本件テープは、実施機関において管理している限り、公開の対象となり得る」が適用されても、本件処分は適法である。</p> <p>同判示は、「本件処分当時には会議録がまだ作成すらされていなかったためであるから、そのような段階で会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有する本件テープだけが本件条例2条2号にいう情報に当たると解することはできず、仮に本件条例1条や3条の趣旨から、できる限り公開の対象を広く解釈するとしても、このような場合にまで情報公開請求を認めるべきものとは解されない。」とした。本件処分当時、未だ本件議事録は作成されていなかったから、判示からも本件処分に何ら違法はない</p>	<p>香川県土庄町の議会会議録作成のために議会の議事内容を収録し録音したテープの公開請求訴訟。Aタイプ条例であっても議事録が完成し決済段階になれば録音テープも「公文書」としては、反面として、BCタイプの条例の場合は議事録の完成前の音声記録も「公文書」としては黙示している。判決は、会議録作成のための基礎となる資料という事実を評価して当該条例における「公文書性」を認定したのである。議会議事録であるかどうかでなく、「会議録作成のための基礎となる資料」であることに着目したものだ。</p> <p>本件で、録音内容を用いて原案が作成されたから、「会議録作成のための基礎となる資料」である。しかも、委員から大幅な訂正を求められたときには、音声記録を再生して事実を前提に修正して完成されていくことが想定されるから、「会議録作成のための基礎となる資料」に該当する。</p> <p>被告は、「決済後」を規定する条例の場合の公文書性と、「決済後」という限定をはずした条例の場合の判断の違いあることをまったく理解していない。</p> <p>同判決は、「決済」の定義や意義について判示したのちに、「会議録が作成され決裁等の手続が終了した後は、本件テープは、実施機関において管理しているものである限り、公開の対象となり得る」としている。つまり、Aタイプ条例の「決済等の手続きを了したことが条例対象の公文書であることを明確に判示し、形式的には「決済」手続きのなされない録音テープであっても「決済」手続きが予定されている文書と同視すべし、Aタイプ条例の場合には本体の議事録が「決済等の手続きを了する」前の段階では、録音テープは対象文書としての公文書とはいえないとした。よって、決済手続き等の規定のないBCタイプ条例では管理している限り公開の対象となり得ると解釈すべきである</p>
	名古屋高裁平成14年12月26日判決(確定)平成14(行コ)41号	判決は、議会の会議録を録音したテープについて、『実施機関の職員が職務上作成した』文書であるが、そもそも決裁文書である会議録の起案の準備のためのいわばメモの代わりにすぎない』と判示し、岡山地裁判決と同様、本審議会議事録とは性格の異なる議会の議事録の音声記録について公文書性を否定している	(原審・津地方裁判所) Aタイプの条例について、議事録作成のための録音テープは職務上作成したものであることを認定。上記最高裁判決で、条例タイプに関係なく録音記録は「条例対象の公文書」であることが確定したから、本判決は修正して理解される必要がある。本件議事録が委員に確認した上で完成品になるから、議事録と音声記録は不可分な関係議事録完成するまでは公文書
岡山地裁平成15年9月16日判決(確定)	法令義務づけの議会の議事内容を録音したテープにつき、「特投の事情がない限り、録音テープは、会議録作成に向けて、その正確性を担保するための補助的手段に過ぎないので、『実施機関	Cタイプの条例について、議事録が全発言記録でない場合は、当該会議録と音声記録は一体であると認識されるとしている。判示は「職員が組織的に用いるものとして」の解釈を「決済、供覧等の手続きが終了し、組織としての供用	

	平成14年(行ウ)第17号「議事録テープ非公開決定処分取消請求事件」	の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有する行政文書』とはいえない」と判示した。会議録と表裏一体の録音テープでさえ、公文書性を否定する余地があるから、本件音声記録は、公文書性が否定される。判決の「特段の事情」は、「会議録が規則等の記載要件を備えていない」、「記載内容の判読のために補充的機能を果たす」、「説明資料として議事経過を録音したテープ等を利用するしかない」としたが、本件では特段の事情はない	文書として利用・保存されている状態になっているもの」としたことは、決定的な錯誤である。原告が控訴しなかったから確定しただけだ。上記最高裁判決で、条例タイプに関係なく録音記録は「条例対象の公文書」であることが確定したから、当該判決は大部分を修正して理解すべき。本件では、審議会委員に確認した上で議事録が完成する特質もある。本件争点はいくまでも「職務」において「管理していたか否か」であるところ、被告は「職務性」は認めているから、同判決との比較をする場合もその観点で評価すべきことである	
福井県の旧条例に関する最高裁判決	最高裁第二小法廷平成16年9月10日判決、平成13年(行ヒ)第118号・非開示処分取消	旧条例における公文書性の解釈が争われた事件の平成16年最高裁判決(原告の求釈明に応じて提出する資料4乃至6)が本県情報公開関係判例等実例集に掲載されていないことを非難するが、情報公開関係判例等実例集は、本件条例第7条各号の非公開事由のうち、過去の請求件数からみて代表的なものを選択し、それに該当する主な判例や答申を掲載しているものであるから、このような非難もあたらない	公開条例の旧条例(平成12年まで)第2条は「『公文書』とは、職員が職務上作成または取得をした文書、図画および写真であって、決裁または供覧の手続終了後、県において管理されているものをいう。」において、文書自体は存在するが、「公文書に該当しない」とした被告の非公開処分に、最高裁は「決裁の手続が予定されている文書を作成する基礎となった文書が、同決裁手続の終了により、公開の対象の決裁等の手続が終了した文書に当たる」と公開を命じた。被告は実例集等で職員にこれらを周知していないから同種のことが起きた	
端緒となった書籍撤去と情報公開	撤去本リストの非公開処分の変遷	書面リストに関して当初「一部公開」処分だったところ、のちに「全面公開」したのは個人情報の帰属主体が公開を承諾したからである	当初の公開しない部分は「表題部、NO、書籍名、副題、著者・编者、出版社・・」、公開しない理由は1号「個人の権利利益を害するおそれ」、2号「事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」だから、個人情報事由が消滅しても2号法人情報事由は解決しないので被告主張に整合性がない。条例に違背し恣意的・気まぐれな処分で県民の権利侵害を起こす	